

地方公共団体における実施状況

1. 地方公共団体における取組概要

	総合評価方式の種類	タイプ			総合評価の方法 (加算方式) 評価値 = 価格点 + 技術点	ポイント	試行状況	備考
		標準型	簡易型	より簡易な方式				
東京都	技術提案型				価格点 技術点	技術的課題等が特に大きい工事を対象に高度な技術提案を求め、評価	H13年度より試行 ・年間数件程度	予定価格を事前公表
	新たな総合評価方式				価格点 = 配点 × 最低価格 / 入札価格 価格点: 技術点 = 60:60	施工計画を評価 配置予定技術者に対するヒアリングを義務化	H18年度より試行 ・10件程度予定	予定価格 4億円: 低入札価格調査制度 予定価格 < 4億円: 最低制限価格制度 基準額 = 予定価格 × 2 / 3 ~ 80%
	施工能力審査型				価格点 = 配点 × (1 - 入札価格 / 予定価格) 価格点: 技術点 = 18 ~ 30:18	以下の3項目を評価 ・工事成績 ・配置予定技術者の保有資格 ・配置予定技術者の同種工事の経験	H17年度より試行、 H18年度に一部改正 ・H17:40件 ・H18:100件以上予定	
栃木県	-				価格点 = 配点 × 最低価格 / 入札価格 価格点: 技術点 = 80 ~ 90:20 ~ 10	配置予定技術者による簡易な施工計画を評価 県内業者と大手・専門業者の評価項目を区別 技術点に対する疑義の受付 メールによる学識経験者への意見聴取	H17年度より試行 H18年度に一部改正 ・H17:13件 ・H18:50件予定	予定価格を事前公表 低入札価格調査制度を採用
長野県	技術等提案型				価格点 = 配点 × 最低価格 / 入札価格 価格点: 技術点 = 70 ~ 75:30 ~ 25	技術提案と工事成績等簡易型の評価項目をあわせて評価 事後審査方式 + 技術点に対する疑義の受付 メールによる学識経験者への意見聴取	H16年度より試行 ・H17:4件 ・H18:0件 (10/17現在)	予定価格を事後公表 低入札価格調査制度を採用
	工事成績等簡易型				価格点 = 配点 × 最低価格 / 入札価格 価格点: 技術点 = 85 ~ 93:15 ~ 7	工事成績の評価を重視 事後審査方式 + 技術点に対する疑義の受付 メールによる学識経験者への意見聴取	H16年度より試行、 H18年度に一部改正 ・H17:60件 ・H18:97件 (10/17現在)	ただし、予定価格2億円未滿の工事は失格基準あり 基準額 = 予定価格 × 75 ~ 80%

(1) 東京都における取組状況

〔施工能力審査型〕

東京都ではH17年度より施工能力審査型の試行を開始

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{価格点} + \text{施工能力評価点} \\ &= \text{価格点} + \{ \text{工事成績評価点} + \text{配置技術者の資格点} + \text{配置技術者の実績点} \} \\ &\qquad\qquad\qquad (13点) \qquad\qquad\qquad (3点) \qquad\qquad\qquad (2点) \end{aligned}$$

H18年度は以下の点について改善
 価格点の配点(算定式)
 工事成績評価点の基準及び対象工事の範囲

表 施工能力審査型のH18年度改善概要

区分	改善のポイント	従前	改善																																				
価格点の配点 (算定式)	価格点の配点の縮小	価格点 = $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$	価格点 = $90 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$																																				
工事成績評価点の 基準及び対象工事の 範囲	優良な工事成績評定に 対し、高評価点となるよう基 準の見直し	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事成績平均点</th> <th>工事成績評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～7.5未満</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>7.5～52.5未満(7.5刻み)</td> <td>1～6点</td> </tr> <tr> <td>52.5～60未満</td> <td>7点</td> </tr> <tr> <td>60～67.5未満</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>67.5～75未満</td> <td>9点</td> </tr> <tr> <td>75～82.5未満</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>82.5～97.5未満(7.5刻み)</td> <td>11～12点</td> </tr> <tr> <td>97.5～100</td> <td>13点</td> </tr> </tbody> </table>	工事成績平均点	工事成績評価点	0～7.5未満	0点	7.5～52.5未満(7.5刻み)	1～6点	52.5～60未満	7点	60～67.5未満	8点	67.5～75未満	9点	75～82.5未満	10点	82.5～97.5未満(7.5刻み)	11～12点	97.5～100	13点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事成績平均点</th> <th>工事成績評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～20未満</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>20～30未満</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>30～60未満(5点刻み)</td> <td>2～7点</td> </tr> <tr> <td>60～65未満</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>65～70未満</td> <td>9点</td> </tr> <tr> <td>70～75未満</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>75～80未満(2.5刻み)</td> <td>11～12点</td> </tr> <tr> <td>80～100</td> <td>13点</td> </tr> </tbody> </table>	工事成績平均点	工事成績評価点	0～20未満	0点	20～30未満	1点	30～60未満(5点刻み)	2～7点	60～65未満	8点	65～70未満	9点	70～75未満	10点	75～80未満(2.5刻み)	11～12点	80～100	13点
		工事成績平均点	工事成績評価点																																				
0～7.5未満	0点																																						
7.5～52.5未満(7.5刻み)	1～6点																																						
52.5～60未満	7点																																						
60～67.5未満	8点																																						
67.5～75未満	9点																																						
75～82.5未満	10点																																						
82.5～97.5未満(7.5刻み)	11～12点																																						
97.5～100	13点																																						
工事成績平均点	工事成績評価点																																						
0～20未満	0点																																						
20～30未満	1点																																						
30～60未満(5点刻み)	2～7点																																						
60～65未満	8点																																						
65～70未満	9点																																						
70～75未満	10点																																						
75～80未満(2.5刻み)	11～12点																																						
80～100	13点																																						
	対象工事の確保と、赤 点工事に対するペナルティ	直近5件の工事成績 (赤点工事についても当該点数にて平均点を算定。)	直近3件の工事成績 (赤点工事については0点として平均点を算定。なお、 最直近にて赤点工事の場合は入札参加不可。)																																				

(1) 東京都における取組状況

〔新たな総合評価方式〕

新たな総合評価方式は直轄工事における簡易型を参考にH18年度より試行を開始

$$\text{評価値} = \text{価格点} + \text{技術点}$$

価格点の算出式は次式のとおりであり、価格点と技術点との配点バランスは 60 : 60

$$\text{価格点} = 60 \times (\text{最低の入札価格} \div \text{入札価格})$$

表 新たな総合評価方式における技術点の評価項目と配点

区分	大項目	評価項目	配点
企業の技術力	施工計画	施工計画(工程管理、品質管理など全5項目の中から2項目指定。)	24点 (40%)
		ヒアリング	
	企業の施工能力	同種工事の施工実績(3年)	21点 (35%)
		工事成績(3年直近3件の平均。平均60点未満:0点、75点以上:16点)	
		優良工事表彰(2年)	
		事故及び不誠実な工事(最大-1点の減点)(2年)	
	配置予定技術者の能力	資格	9点 (15%)
		同種工事の施工経験(5年)	
		優良工事の実績(3年)	
	企業の社会性・信頼性	地域精通度・地域貢献度	当該事務所管内での施工実績(3年)
単価契約工事の施工実績(3年)			
災害協定等による地域貢献実績(3年)			
技術点の合計			60点 (100%)

(2) 栃木県における取組状況

〔価格以外の評価〕

栃木県ではH17年度より総合評価方式を導入

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点}$$

価格点の算出式は次式のとおりであり、価格点と技術点との配点バランスは 90 : 10 または 80 : 20 (総合評価点の満点は100点)

$$\text{価格点} = \text{配点} \times (\text{最低の入札価格} \div \text{入札価格})$$

価格以外の評価はAタイプ(県内業者対象)とBタイプ(大手・専門業者対象)と、対象とする業者により評価項目を区別

表 価格以外の評価点の評価項目と配点

区分	評価項目	配点	
		Aタイプ (県内業者)	Bタイプ (大手・専門業者)
工事成績評定	過去2年間の工事成績評定点の平均点	1.5～3.0点	2.0～4.0点
企業の施工実績	同種・類似工事を元請けとして施工した実績	0.5～1.5点	2.0～4.0点
配置予定技術者の施工経験	同種・類似工事を主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した経験	1.0～2.0点	3.0～6.0点
技術者数	国家資格等を有する者の雇用人数	0.5～1.5点	-
優良工事の受賞	前5ヶ年度の栃木県優良建設工事表彰の受賞の有無	1.0～2.0点	-
ISOの認証取得	ISO9001 又はISO14001の認証取得の有無	0.5点	-
建設業労働災害防止協会への加入	建設業労働災害防止協会への加入の有無	0.5点	-
災害時等への地域貢献	災害時の応急対策業務の実施協定に基づく協力者名簿への登録、又は災害時の応急対策業務実施に関する覚書の締結の有無	0.5～1.0点	-
地域内拠点の有無	本店(建設業法に基づく主たる営業所に限る。)の所在地	0.5～1.0点	-
地域内活動の実績	ボランティア活動への登録の有無	0.5～1.0点	-
施工計画の評価		3.0～6.0点	3.0～6.0点
価格以外の評価点の合計		10～20点	10～20点

(2) 栃木県における取組状況

〔施工計画の評価〕

施工計画は配置予定技術者の技術力に着目し、「現場の把握度」を評価することを目的に、A4版1枚に配置予定技術者本人が作成し提出(複数の者を配置予定技術者とする場合、すべての技術者分を作成)

必要に応じ施工計画に関するヒアリングを実施するものとする(実施実績:0件)。

評価項目	評価内容	評価区分	配点	評価者 A	評価者 B	評価者 C
現場環境の把握	地形、地質、気象条件、交通状況及び周辺施設等の現場状況についての把握度を評価	内容が的確で優れる	3点			
		内容が的確である	2点			
		内容が的確性に乏しい	1点			
		的確でない	0点			
施工上の留意点	現場環境条件及び工事内容から留意すべき事項の的確性について評価	内容が的確で優れる	3点			
		内容が的確である	2点			
		内容が的確性に乏しい	1点			
		的確でない	0点			
現場における創意工夫	留意すべき事項と創意工夫との関連性及び創意工夫に関する的確性について評価	内容が的確で優れる	3点			
		内容が的確である	2点			
		内容が的確性に乏しい	1点			
		的確でない	0点			
合計						

点数	評価	施工計画の評価点
23~27点	優	3.0~6.0点
14~22点	良	2.0~4.0点
5~13点	可	1.0~2.0点
0~4点	不可(失格)	0点

(3) 長野県における取組状況

〔工事成績等簡易型〕

長野県ではH16年度より総合評価方式を導入し、H18年度は価格以外の評価項目及び配点等を見直し

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点}$$

価格点の算出式は次式のとおりであり、価格点と技術点との配点バランスは 85～93：7～15 (総合評価点の満点は100点)

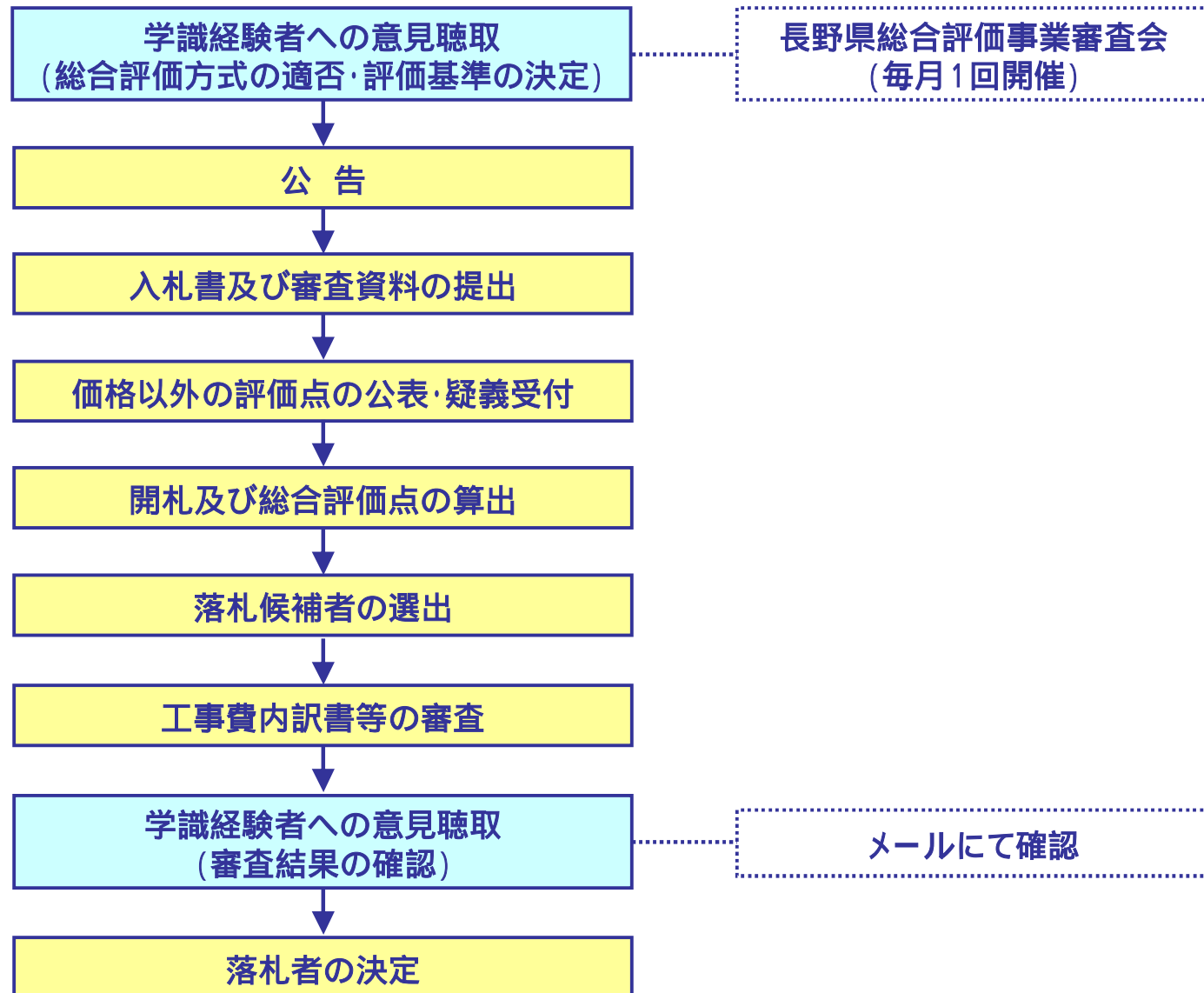
$$\text{価格点} = \text{配点} \times (\text{最低の入札価格} \div \text{入札価格})$$

表 工事成績等簡易型における価格以外の評価点の評価項目と配点

区分	評価項目 (改正後)	改正	従前
工事成績	過去2年間の工事成績の平均点をもとに評価点を算出。 工事成績評価点 = $7 \times (\text{工事成績点} - 65) / (\text{最高工事成績点} - 65)$	7点 (必須)	5点 (必須)
工事实績	同種工事の実績の有無 (工事成績65点未満のものは実績として認めない)により加点。	1点 (選択)	-
地域要件	本社の所在地により加点。	2点 (選択)	1点 (選択)
社会貢献	除雪契約、小規模補修工事の当番登録の有無、災害時の緊急を要する応急工事の対応の状況により加点。	2点 (選択)	1.5点 (選択)
手持工事	(当面は適用しない)	-	0.5点 (選択)
技術者要件	技術者の配置の有無により加点。 ・技術者の配置 (最大1.5点) ・過去の工事成績評定点の高い技術者、又は優良技術者表彰の受賞者の配置 (最大1点) ・継続学習プログラムのユニットを持つ技術者の配置 (最大0.5点)	3点 (選択)	2点 (選択)
経営意欲	新分野への進出状況等により加点。	1点 (選択)	1点 (選択)
価格以外の評価点の合計		15点 (上限)	11点 (上限)

(3) 長野県における取組状況

〔手順の流れ〕



2. 総合評価方式の導入効果

区分	総合評価方式の導入効果	備考
技術力に優れた企業の選定	施工能力審査型のH17年度試行工事27件のうち、4件(15%)が最低価格者以外の者による落札(逆転)、11件(41%)は最高得点者による落札であった。	東京都
	H17年度試行工事13件のうち、2件(15%)が最低価格者以外の者による落札(逆転)であった(いずれも大手・専門業者対象の鋼構造物工事)。	栃木県
	工事成績等簡易型のH18年度試行工事97件のうち、46件(47%)が最低価格者以外の者による落札(逆転)であったが、逆転の平均価格差は落札価格の0.8%と小さい。また、落札者の価格以外の評価点の平均得点率は、77%と高い。一方、平均落札率は78%であり、価格競争と同レベル。	長野県
完成工事の品質の確保・向上	施工能力審査型のH17年度試行工事のうち、20件の工事が完成し、価格競争の案件と工事成績に大きな差異はない。ただし、60点未満の赤点工事はなく、75点以上の優良工事は1件であった。	東京都
	工物品質確保のため、総合評価方式に関わらず、全工事を対象として検査体制の強化を図っている。竣工検査とあわせて、工事1件当たり2回以上の検査を実施した結果、指名競争から一般競争に変わったことで落札率は低下しても工事成績はむしろ向上している。	長野県
その他	財務局における試行工事では、8者程度のくじ引きを4~5者程度のくじ引きに絞り込むことができた。	東京都
	総合評価方式について、県民にアンケートを実施しており、多少価格が高くとも良い工事を望む声が多いという結果を得た。この背景には、県民の10人に1人が建設業に従事していること、除雪作業や災害復旧などで建設業の大切さを県民が理解していることがあるのかもしれない。	長野県

3. 課題及び対応状況

区分	課題及び対応状況	備考
総合評価方式の適用工事	3タイプの総合評価方式を選定する客観的な指標を策定する必要がある。	東京都
	総合評価方式を適用する工事の判断基準は特になく、事務所の判断による。	栃木県 長野県
入札・契約事務の負担	電子入札システムが総合評価方式に対応できていないため、紙により入札を行っている。新たな総合評価方式では、技術点の評価において負担増が懸念される。	東京都
	現行の入札手続では、実施件数の拡大に対応が困難な状況(人的な問題)。	栃木県
	技術者の拘束期間が約3週間と長く、手続期間の短縮が課題となっている。	栃木県
	資格審査の負担を軽減するため、事後審査方式を採用しており、開札後、落札候補者のみ資格審査を行っている。また、電子入札で対応済みである。	長野県
学識経験者への意見聴取	施工能力審査型は評価方法が定まっているため、内部職員にて対応可能としているが、建設局においては、アドバイザー会議にて制度や方針について意見を聴くとともに、個別案件についても契約前に確認を行っている。技術提案型については技術審査委員会を設置している。	東京都
	学識経験者への意見聴取は、すべての案件について、毎月1回入札公告前に説明に行き、落札者の決定前にメールで確認を行っているが、時間と手間がかかる。	栃木県
	学識経験者への意見聴取は、すべての案件について、入札公告前に総合評価事業審査会を毎月1回開催して行っている。また、落札者の決定前にはメールで確認を行っている。審査会は、月1回の開催及び1回で30～50件程度の審査が限界であり、これ以上の適用件数の拡大は厳しい。適用拡大のためには、地方自治法の改正が必要。	長野県
市町村への普及	都下市町村との意見交換の場において「市町村では大型案件が少ないため、総合評価方式の制度設計の必要性が小さい」等の意見がある。	東京都
	長野県の総合評価方式について、県内市町村に説明会を行ってもほとんど反応が返ってこない。現行の入札手続のままでは、市町村での適用は無理と感じている。	長野県